

第 23 号(通巻第28号)

2016 年 (H28) 11 月発行
発行 七戸町農業委員会
所在 七戸町字森ノ 131- 4
電話 68-2967(直通)
FAX 68-2804
発行部数 5,500 部

しちのへ 農業委員会 だより

農業者年金研修会



農業者年金加入推進特別研修会が、
7月6日に青森市のアップルパレスで開催されました。

農業者年金は、農業者が老後生活の安定及び福祉の向上を目的に、加入資格のある農業者全員農業者年金制度内容の周知をするものです。

この研修会を通して、農業委員会と農協とが連携を図りながら、戸別訪問を中心に効果的な制度普及、加入推進活動を展開する。時期としては、農閑期を加入推進強化月間として集中的に戸別訪問を実施し、加入推進を行います。町広報、農業委員会だより、JA だより等、関係機関、団体が発行している広報等を活用し、制度のPRを行います。

～ 農家のための積立年金 ～

農業者年金は豊かな老後の生活のため

国民年金の第1号被保険者（国民年金保険料納付免除を除く）
年間60日以上農業に従事
60歳未満の人は誰でも加入できます

■特徴■

- 農業従事者なら誰でも加入できます●
60歳未満の国民年金の第1号被保険者であって年間60日以上農業に従事するものであれば誰でも加入できます。
- 積立方式で安心した財政運営です●
積立方式で年金額は加入者・受給者数に左右されない、少子高齢時代に強い制度です。
- 保険料の手厚い国庫助成があります●
認定農業者等一定の要件を備えた意欲ある担い手に対して、保険料（月額2万円）の2割、3割又は、5割の政策支援（保険料の国庫助成）があります。
- 保険料は自由に選択できます●
月額2万円から6万7千円までご自身のライフプランに合わせて保険料を自由に選択できます。
- 税制面でも大きな優遇があります●
保険料は最大80万4千円の社会保険控除（収めた保険料の15から30%程度の節税）で、支払われる年金にも公的年金控除が適応されます。
- 80歳までの保証がついた終身年金です●
年金は終身受給できます。加入者や受給者が80歳になる前に亡くなった場合は、80歳までに受け取ると仮定した金額を死亡一時金として遺族が受け取れます。

※注意事項※

— 経営移讓年金受給者のみなさまへ —

後継者に農地等を貸して経営移讓した受給者は、農地の売買・貸借はできません！

農地が耕作放棄地状態である場合、経営移讓年金が支給停止になる可能性がありますので、十分気をつけてください。

ここが変わった! 農業委員会制度



農業委員会等に関する法律の改正が行われ、平成28年4月1日から次のような内容となりました。

★農業委員の選出方法が変更

農業委員の選出方法が、公職選挙法による「公選制」から、市町村長が議会の同意を得て任命する「選任制」に変わりました。

★農地利用最適化推進委員を新設

農業委員とは別に農地利用最適化推進委員（以下推進委員）を新たに設置することとなりました。推進委員の重点活動は以下のとおりです。

- ①遊休農地の発生防止・解消を推進
- ②人・農地プランなど、地域の農業者等の話し合いを推進
- ③農地の出し手・受け手へのアプローチを行い、農地利用の集積・集約化を推進

※七戸町への制度適用は、現農業委員の任期満了日の翌日（平成29年7月20日）からとなります。

★農地利用の最適化が必須業務に

農業委員会の業務について、農地法等に基づく許認可事務のほか、担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進に積極的に取り組む、いわゆる農地等の利用の最適化の推進が必須業務となりました。



農業生産法人の制度が変わりました

平成28年4月1日に改正農地法が施行され、農地の所有・使用が認められている法人である農業生産法人が下記のように変更がありました。

この制度変更は、農地を所有できる法人について、法人が6次産業化を図り経営を発展させやすくする観点から要件を見直し農地法上の法人の呼称を変更したものです。

★制度の変更点

- ① 法律上の名称が【農業生産法人】から【農地所有適格法人】に変更となりました
※会社名や看板、法人登記等に【農業生産法人】という名称を掲げている場合であっても、これを変更する必要はありません。
- ② 農業関係者以外の者が、法人の総議決権の2分の1未満を取得できるようになりました
※これまでは、4分の1以下で、なおかつ法人と継続的に取引関係を有する関連事業者等に限定されていました。
- ③ 栽培、養畜等の【農作業】に原則年間60日以上従事する役員または重要な使用人（農場長等）のうち1人以上となりました。
※これまでは、常時従事者である役員の過半が原則年間60日以上従事することになっていました

～農業委員永年勤続表彰～

おめでとうございます



高田 武志 会長



金見 肇 委員

農業委員として10年以上在任され、地域における農業の発展及び農業者の生活向上のため、永年にわたり農業委員会活動に顕著な功績をおさめたことに対して、この度、上十三地区農業委員大会において受賞されました。

相続等によって農地の権利を

取得したときは??

農地の権利を相続等により取得した場合は、
農業委員会へその旨を届出なければなりません。

- ◎届出を要する方
農地法の許可を要せず農地の権利を
取得した場合（所有権、地上権、賃借権など）
- ◎届出の時期
権利を取得したことを知った日から
概ね10ヶ月以内



全国農業新聞を購読してみませんか

- ☆毎週金曜日発行 B3版8～10頁
- ☆購読料：月700円、年間8,400円 [送料込]

◆全国農業新聞とは・・・

農業委員会系統組織が発行する農業総合専門誌で、
農業者のみなさまに高い評価を受けています。
「週刊」の時間を活かし、情報がわかりやすいよう
解説されています。

また、多くの読者のみなさまに満足して頂けるよ
う、家族全員が楽しめる記事も充実しています。

◆購読するには・・・

全国農業新聞は、お住まいの地域の農業委員会事務
局で購読申込みを受け付けています。
気軽にお申し込みください。
また、お支払いは、口座引落が便利です。

～みえる化運動～

農業委員会では、次に関する事項が閲覧できます。

- 農業委員会活動整理カード。
- 農業委員会の点検・評価目標及びそ
の達成に向けた活動計画。
- 農業委員会総会会議録



編集委員長
氣田 勉

編集副委員長
上原子 由起子

編集委員
寺澤 良子
天間 俊一
高田 武志